現在営業している営業者の方へ

今回の法改正では、新たな許可制度が施行され、現在営業している営業者であっても、原則新規で許可を取得又は届出をする必要があります。ただし、営業者の事業継続に配慮し、営業者の業種等に応じて、以下の例のように一定期間、新規許可の申請を猶予するなどの経過措置がとられています。

なお、令和3年6月1日以降に新たに営業を開始する場合は経過措置の対象とならず、営業 開始までに新制度に基づく許可又は届出が必要になります。

(例1) 現在、飲食店営業(法の許可)を取得しており、令和3年6月1日以降も引き 続き営業する場合

- ・ 現在法許可業種を営業しており、今回の改正でも法許可に区分される業種については、現在取得している許可の有効期間の満了(下の例では令和9年3月31日)まで、新規の許可取得は不要です。
- ただし、有効期間の満了日までに、新たな許可制度に基づく新規の許可申請を保健所に行い、施 設の検査を受け、許可を得る必要があります。

【対象業種例】

飲食店営業、菓子製造業、麺類製造業、そうざい製造業などの法許可業種

(例2) 現在、乳類販売業(法の許可)を取得しており、令和3年6月1日以降も引き 続き営業する場合

● 現在法許可業種を営業しており、今回の改正で届出になる業種については、令和3年6月1日に 届出したものとみなされるため、新たな営業の届出の手続は不要です。

【対象業種例】

乳類販売業、食肉販売業(包装品のみ)、魚介類販売業(包装品のみ)などの法許可業種

許可取得(又は更新) 令和3年4月1日 新たな制度開始日 令和3年6月1日

旧食品衛生法に基づく乳類販売業の許可

新食品衛生法に基づく届出

6月1日に届出したものと みなされます

(例3) 現在、つけ物製造業(東京都の条例許可)を取得しており、<mark>令和3年6月1日</mark> 以降も引き続き営業する場合

- 今回の改正で新たに法許可業種に指定された業種(例:漬物製造業、液卵製造業)については、
 令和3年6月1日の時点で既に営業している方に関して、営業許可の取得に3年間の猶予期間があります。
- そのため、東京都の条例で許可が必要だった業種で今回の改正で法許可に新たに指定されたもの については、新たな制度に基づく営業許可の取得に3年間の猶予期間があります。

【対象業種例】

つけ物製造業、魚介類加工業、そう菜半製品等製造業などの東京都の条例許可業種

 ・新たな制度開始日 令和3年6月1日 ・東京都の条例廃止
 経過措置期間終了 令和6年5月31日

 東京都の条例に基づく つけ物製造業の許可
 新食品衛生法に基づく 漬物製造業の許可

 新たな制度に 基づく許可申請

(例4) 現在、粉末製品製造業(東京都の条例許可)を取得しており、令和3年6月1日以降も引き続き営業する場合

- 今回の改正で法届出になる業種のうち令和3年6月1日の時点で既に営業している方については、 6か月間の猶予期間があり、令和3年11月30日までに届出を行う必要があります。
- 例2の場合(法許可から法届出となる業種)と異なり、条例許可から法届出になる業種については、**新たに届出の手続きが必要**になります。

【対象業種例】

- 粉末食品製造業、調味料等製造業、食料品等販売業などの東京都の条例許可業種 (ただし、取り扱う食品によっては「許可」(例3に該当)となる場合があります。)
- ・ 給食供給者、行商など東京都の条例で届出が必要であった業種
- ・ 野菜果物販売業、米穀類販売業など、現在許可・届出が不要で今回の改正で届出が必要 になる業種

